

# 東電3元幹部 起訴相当

## 検察審 津波対策に「責任」

東京電力福島第一原発の事故をめぐる、東京第五検察審査会は31日、東電の勝俣恒久元会長ら元幹部3人について「津波を想定し、対策を取る必要があった」と判断し、業務上過失致死傷罪で「起訴すべき」（起訴相当）とする議決書を公表した。東電の対応を「事故前に大規模な津波を試算していたのに、原発の運転停止のリスクが生じると考えて対応を見送っていた」などと厳しく非難した。

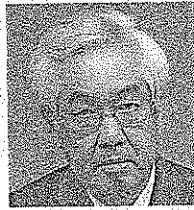
▼30面⇨安全軽視非難

## 原発事故 再捜査へ

ほかに起訴相当とされたのは、武藤栄、武黒一郎の両元副社長。今後、東京地



勝俣恒久元会長



武藤栄元副社長



武黒一郎元副社長

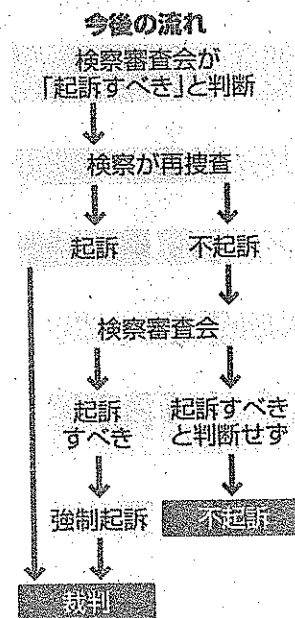
訴にしても、検察審査会が再び「起訴すべき」と判断すれば、強制的に起訴されて裁判が始まる。

検察審査会は、東電が2008年、政府機関の地震予測に基づいて15・7級の津波を試算していたことを重視。「予測は科学的な根拠に基づくもので、当然、最新の知見として取り込むべきだったのに、学会に検討を依頼して時間稼ぎをし

た」と指摘した。そのうえで、電源喪失を防ぐために建物の防水効果を高める対策などをとっていれば、事故は防げたと判断した。

検察審査会は、国も含む原子力業界全体の姿勢にも厳しい言葉を並べた。「安全神話の中にいたからというだけで、責任を免れることはできない」とした。

原発事故をめぐるのは、被災者らでつくる福島原発



告訴団などが告訴・告発状を提出。検察当局は13年9月、対象となった42人全員を不起訴にした。これを受けて告訴団が、勝俣元会長ら6人の東電元幹部の処分を不服として検察審査会に審査を申し立てていた。小森明生元常務は「不起訴不当」とされ、検察が再捜査するが、あらためて不起訴となれば捜査は終結する。

ほかの元幹部2人は「不起訴相当」とされた。(高野遼)